第４章　基本計画

Ⅰ　地域での理解

～地域福祉の理解を深め、地域で支え合う意識を共有しよう～

1. 地域で支え合う意識の啓発【重点】

＜現状と課題＞

- 市では、地域福祉の理解を深めるために、広報紙やホームページ、SNS 等での情報提供や各種イベントを開催し啓発を進めています。
- 市社会福祉協議会では、「ふくしだより」に地区社会福祉協議会の活動を掲載しています。また、ホームページや Instagram でイベントの周知を行う等、情報提供の充実に努めています。
- こども・高齢者・障がいのある人等に対する人権問題については、人権・男女共同参画に関する講座や講演会を実施しています。虐待防止等に関しては、広報紙や SNS 等での周知啓発に努めています。
- 市民アンケート調査では、「地域福祉とはどのようなことだと思うか」について、「互いに助け合うこと」が 58.4%と最も高くなっており、地域で支え合う意識の高さがうかがえる結果となっています。
- 広報紙やホームページ、SNS 等を通じて周知啓発を行うとともに、年代や地区に合わせた情報提供や各種イベントを開催する必要があります。
- また、様々な人権問題に関する情報提供を行い、各関係機関との連携を図りながら人権リスク（人権侵害）の未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
近隣の人と日頃から助け合っている人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	15.7%	18.7%

（１）地域福祉の意識啓発

◆ 市の取組

	取組	内容
①	広報紙等を通じた周知啓発の充実 【重点】	広報紙やホームページ、回覧板、各種講演会やイベント等を活用して、地域福祉についての理解や認識が深まるよう周知啓発に努めます。 また、SNS の活用など、効果的な周知啓発に努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふくしだより、ホームページ、Instagram 等の充実【重点】	「ふくしだより」やホームページ、Instagram 等の内容を充実し、啓発活動を行うとともに、福祉情報の提供の充実に努めます。
②	イベントでの啓発、活動の情報提供 【重点】	各種イベントにて、地域福祉の啓発や市社会福祉協議会の取組や地区社会福祉協議会活動などの地域福祉活動の情報提供を行います。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・広報紙やホームページ、SNS 等で情報を集めましょう。 ・講演会やイベント等に積極的に参加し、地域福祉について理解を深めましょう。

（２）人権尊重に対する理解促進と社会参加の推進

◆ 市の取組

	取組	内容
①	人権に関する啓発活動	津島市ファミリーシップ宣誓制度を制定したことから、市民等に周知啓発を行います。 また、人権・男女共同参画に関する講座等を実施し、人権問題の正しい理解と人権尊重意識の普及と啓発を図ります。
②	南文化センターを拠点とした社会参加の支援	南文化センターにおいて、様々な人権問題への関心と理解を深める情報を発信するとともに、地域の交流事業や高齢者を対象とした生活課題の解決に資する事業などを展開し、地域住民の社会参加を支援します。

	取組	内容
③	虐待防止に関する施策の推進	こども・高齢者・障がいのある人に対する虐待や、配偶者等からのDVを防止するため、さらなる周知啓発を行います。 また、虐待を防止することや適切な早期対応が可能となるよう、関係機関や地域等との連携強化を図ります。

２．福祉教育の推進

＜現状と課題＞

- 市では、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、学校・保護者・地域が協働して地域活動やボランティア活動等の体験活動を実施しています。
- 市社会福祉協議会では、福祉教育への理解を深め、障がいの有無にかかわらず共に生きる力を育めるよう福祉実践教室を開催しています。
- 市民アンケート調査では、福祉教育を行う上で有効な方法として「高齢者や障がい者（児）等との交流」が 44.9%と最も高く、以下「地域行事での福祉体験」と続いています。また、こどもたちの福祉の心を育てるための取組として「できるだけたくさんの体験活動を学校で行う」が 53.4%と最も高くなっています。
- 高齢者や障がい者（児）等との交流や福祉体験活動を通じて、こどもたちに福祉へ関心をもってもらえるように、家庭・学校・地域住民・町内会・福祉施設等と連携して取組を行う必要があります。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
福祉教育実施学校数	10 校	16 校

（１）学校等における福祉教育の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	豊かな社会性を育む地域学習・体験活動や生涯学習の推進	児童・生徒の豊かな人間性や社会性、地域への愛着を育み、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、保護者・学校・地域が協働して地域活動やボランティア活動等の体験活動を推進します。 また、地域課題などに応じた生涯学習の機会や内容の充実を図るとともに、学習成果を地域に生かすための支援に努めます。
②	福祉教育の充実	児童・生徒にノーマライゼーションの理念を普及し福祉意識を高めるために、市社会福祉協議会などと連携し、障がいのある人の日常生活に根ざした体験学習やワークショップに取り組むなど、小中学校等において、児童・生徒の発達段階に合わせた福祉教育の充実を図ります。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	福祉教育への支援	市内の小中高校が実施する、障がいのある人や高齢者などへの理解促進を図るための福祉実践教室に対して助成を行います。児童・生徒の成長に合わせたカリキュラムで、体験を重視した学習内容の充実に努めます。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・地域活動や体験学習等に積極的に参加しましょう。

３．情報提供の充実

＜現状と課題＞

- 市では、広報紙やホームページに福祉情報の掲載をしていますが、SNS 等の新たな情報ツールでの提供が課題となっています。
- 市社会福祉協議会では、「ふくしだより」の内容を工夫する等、幅広い年代の方にわかりやすく伝わるように努めてきました。
- 市民アンケート調査では、自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについて、『できている』（「十分できている」と「概ねできている」の計）は 16.0%となっており、情報が入手できていないことがうかがえます。また、情報の入手方法について、「市の広報」が 59.4%と最も高くなっており、以下「社会福祉協議会の「ふくしだより」」、「町内会の回覧板」と続いています。「インターネット（ホームページ・SNS 等）」は 30 代で 51.2%となっており、今後もニーズは高くなると考えられます。
- 情報をよりわかりやすく提供できるよう SNS 等のツールを活用するとともに、ホームページや「ふくしだより」の内容等の充実を図ることが求められます。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
必要な福祉サービス情報を十分入手できている人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	16.0%	19.0%

（１）わかりやすい福祉情報の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	わかりやすい福祉情報の提供の充実	ノーマライゼーションの理念を踏まえて、ホームページの見直しや掲載内容の充実等に努め、わかりやすい情報提供を進めます。 また、SNS など新たな情報ツール等の活用にも取り組みます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふくしだより、ホームページ、Instagram 等の充実	福祉情報を必要とする人が、必要なときに活用できるよう、「ふくしだより」やホームページ、Instagram の内容・掲載方法を見直し、わかりやすい情報提供に努めます。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・広報紙やホームページ、SNS 等で情報を集めましょう。

第４章　基本計画

Ⅱ　地域での共生

～支援の必要な人を包み込む共生のまちをめざそう～

１．支え合いのまちづくりの推進【重点】

＜現状と課題＞

- 市では、市民活動情報誌「つし丸カフェ」やホームページ、Facebook でコミュニティ推進協議会等の情報提供に努めています。
- 市社会福祉協議会では、地域福祉活動に関する情報提供を行うとともに、コミュニティ推進協議会と一体となって、各小学校区の課題解決に向けて出前講座等を実施しています。
- 市民アンケート調査では、コミュニティ推進協議会の活動に参加している方は43.8%となっており、町内会や子ども会、催し等のお手伝いで参加しています。
- 民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 団体等、様々な主体との連携強化を図り、コミュニティ推進協議会の活動についての周知・啓発の工夫を行うとともに、各小学校区における支援活動の充実を図る必要があります。

＜目標値＞

指標	現状値 令和６年度	目標値 令和 12 年度
ボランティア活動をしている（過去にした）人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	22.0%	25.0%
コミュニティ推進協議会活動に参加している人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	43.8%	52.5%

（１）地域活動の支援・活性化

◆ 市の取組

	取組	内容
①	地域活動に関する情報発信の支援	地域住民の地域活動への関心を高め自主的な参加・協力を促すため、市民活動情報誌やホームページなどを通じてコミュニティ推進協議会をはじめとする地域活動の状況等を掲載します。 また、各団体の情報誌を市役所等の市民活動情報コーナーに設置するなどして、活動の周知・啓発に取り組みます。
②	コミュニティ推進協議会同士の交流・情報交換の場の提供【重点】	各コミュニティ推進協議会における地域性を踏まえた独自の活動内容や運営上の工夫や課題を教え合う等、情報を共有する機会を提供します。
③	既存の公共施設の有効活用	コミュニティ推進協議会等の地域の各種団体が、身近な場所で気軽に地域住民の交流や地域活動を活発に行えるよう、既存の公共施設を有効活用し、活動の場の確保を図ります。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉活動に関する情報提供	地域住民の地域福祉活動を促し、他の地域の取組状況等について「ふくしだより」やホームページ、Instagram に加え、地域住民が日常的に利用するコミュニティセンターでの掲示等、情報提供の充実を図ります。
②	コミュニティ推進協議会の活動支援	コミュニティ推進協議会の活動に積極的に関わるとともに、地域の依頼に応じて市社会福祉協議会から講師を派遣し、障がいや認知症をはじめとした学習機会を提供し、地域福祉への理解促進を図ります。 また、福祉部会を窓口に、地域の課題を共に見つけ出し、解決に向けた取組を進めます。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・地域づくりを我が事として捉え、地区懇談会や研修会などに参加しましょう。

（2）地域の関係機関等との連携強化

◆ 市の取組

	取組	内容
①	地域の関係機関等との連携	コミュニティ推進協議会等の地域組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等の福祉関係事業者、企業等の一般事業者、学校、コミュニティ・スクール、ボランティア、NPO団体等、様々な主体との連携強化を図り、地域福祉活動の活性化に努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉活動計画の周知	地域福祉への理解を得られるよう、地域福祉活動計画の周知を図ります。
②	地区社会福祉協議会との連携・協働【重点】	地域住民が協力して福祉活動に取り組むことができるよう勉強会等を開催するとともに、地区社会福祉協議会が実施する事業に共に取り組みます。
③	会員募集、共同募金活動【重点】	人と人が互いに支え合う地域とするため、市社会福祉協議会会員を増やし、共同募金活動に取り組みます。 また、地域福祉活動事業の原資となる会費及び共同募金の利用方法を市民、企業、事業所等へ周知し、互いに支え合う意識の育成に努めます。

２．地域における包括的支援の充実

＜現状と課題＞

- 生活困窮者自立支援事業の中で、ひきこもりの状態にある人やご家庭から相談を受けて一般就労前の準備期間としての就労支援や、社会資源につなげられるような支援を行っています。
- 自殺予防への取組では、市民への相談窓口の周知が課題となっています。また、ゲートキーパー養成講座の受講者数が減少していることから、講座への参加を呼びかけ、地域の見守り体制の強化を図る必要があります。
- 市社会福祉協議会では、「ふくしだより」やホームページ等で生活困窮者の状況に応じた様々な情報提供を行っています。経済的に困窮している人への相談支援では、就職氷河期世代や高齢者の相談者が増加しています。
- 市民アンケート調査では、経済的に困窮し、生活が困難になったときに必要と思われる支援として「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」が 56.9％と最も高くなっており、年代別では就職氷河期にあたる 50 代で割合が高くなっています。
- 支援が必要な人に切れ目のない支援を行うため、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化が求められます。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
生活困窮者自立支援事業の新規相談実人数	147 人	210 人

（１）生活困窮者への自立支援

◆ 市の取組

	取組	内容
①	生活困窮者の自立支援	民生委員・児童委員や関係機関との連携・協力により、生活困窮者の生活実態の把握に努めるとともに、自立を促すために就労に向けた支援等に努めます。

	取組	内容
②	ひきこもりの相談支援	生活困窮者自立支援事業の中で、8050 問題をはじめとするひきこもりの状態等の把握に努め、福祉・教育等の関連部署及び関係機関と連携を図りながら、支援に取り組みます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	生活福祉資金貸付の相談	福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金等の貸付けと、必要な相談支援を行い、安定した生活が送れるよう支援します。
②	くらし資金貸付の推進	生活困窮者自立支援事業等と連携を図り、生活再建までの必要な生活費用を一時的に貸し付けます。
③	法外援護支援	災害や疾病等による不測の支出を要する生活困窮者に生活費・治療代を貸し付ける等の支援を行います。
④	貸付制度の周知	「ふくしだより」やホームページ等にて、生活福祉資金などの貸付制度について周知に努めます。
⑤	生活困窮者に対する相談支援	【市からの受託事業】 〇生活困窮者自立支援事業 経済的に困窮している人やひきこもり状態にある人等、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、関係機関と連携しながら包括的に、自立した生活が送れるよう支援します。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・困っている人や悩んでいる人がいたら、見守りや声かけをして、市の相談窓口や民生委員等、身近な支援があることを伝えてみましょう。

（２）自殺予防対策の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	こころの健康づくり	保健センターや国、県等の相談窓口を周知するとともに、相談支援体制の充実を図ります。 また、自殺予防週間（９月)、自殺対策強化月間（３月）及び気軽にメンタルチェックができる「こころの体温計」の周知に努めます。
②	ゲートキーパーの周知・活動支援	広報紙やホームページ、SNS 等により、ゲートキーパーの重要性を周知し、ゲートキーパー養成講座を開催します。 また、悩みを抱えた人と接する機会の多い団体には、団体に即した内容の講座を開催することにより、ゲートキーパーとしての活動を支援します。

３．権利擁護の推進

＜現状と課題＞

- 福祉サービスの利用による財産や金銭の管理を支援するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知や利用を促進し、権利擁護の支援体制を強化しています。
- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めています。
- 市民アンケート調査では、成年後見制度の認知度について「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 41.4%と最も高く、制度を知らないと回答した人は 29.7%となっており、制度の認知度が課題となっています。
- 成年後見制度等の周知を図り、市社会福祉協議会と連携し市民が気軽に相談できるような支援体制を強化していく必要があります。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
日常生活自立支援事業の相談件数	５件	35 件
認知症サポーター養成講座の受講者数	225 人	450 人

（１）権利擁護の推進

◆ 市の取組

	取組	内容
①	権利擁護の推進	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が地域で自立して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用援助や、財産や金銭の管理を支援するために、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの利用を促します。 また、成年後見制度の周知を図り、必要とする市民へ情報提供を行います。
②	認知症に関する理解の促進	認知症の人を抱える家族介護者をサポートするために、地域包括支援センターと連携し、本人及び家族介護者への支援に努めます。 また、認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民の認知症に対する正しい理解を深めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	日常生活の自立に向けた支援	日常生活に不安を抱いている認知症の人や知的障がい・精神障がいのある人に対し、地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理に取り組みます。
②	成年後見制度利用の支援	権利擁護支援を必要としている人や、制度の概要を知りたい人などに対して、成年後見制度の説明を行うなど成年後見センターと連携してサポートします。
③	地域包括支援センターとの連携	悪徳商法や虐待等の困難なケースに対応するため、地域包括支援センターと連携し、幅広い相談支援に取り組みます。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・日常生活自立支援事業や成年後見制度について理解を深めましょう。 ・認知症の人や知的障がい・精神に障がいのある人等に見守りや声かけをして、普段と違う様子に気づいたときは、市役所等に連絡しましょう。 ・認知症に対する正しい知識・理解を深めましょう。

４．地域福祉の担い手づくりの推進

＜現状と課題＞

- 市民活動やボランティア活動への理解や関心を深めるため、世代間交流やボランティア団体同士の交流を行っています。また、ボランティア活動等の体験を通じて地域の担い手の育成に努めています。
- 市民アンケート調査では、ボランティア活動へ積極的に参加する上で必要なことを聞いたところ、「時間的に負担の少ない活動」が 34.6%と最も高く、以下「活動に関する広報・情報提供」、「体力的に負担の少ない活動」となっています。
- 担い手の育成と新たな担い手を確保するために、活動内容の情報提供、各種講座や交流会を開催するとともに、気軽に参加できるような体制を整備する必要があります。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
ボランティア登録者数	1,486 人	1,600 人
ボランティアコーディネート件数	32 件	35 件

（１）市民活動・ボランティア活動の支援

◆ 市の取組

	取組	内容
①	市民活動に関する支援	市民活動に関する理解と関心を深め、市民参加のまちづくりを推進するため、公益活動団体についての情報提供や、講座等の開催、団体間の情報交換の場の提供等の支援に取り組みます。
②	青少年ボランティアの育成	青少年に対し、体験活動やボランティア活動の相談及び情報提供を行い、青少年の地域社会での活躍を促進します。 また、活動を通じて地域における様々な年代と交流することにより、地域への理解・関心を持った担い手の育成につなげます。

	取組	内容
③	介護支援ボランティアの充実	ボランティアを通じて社会参加しながら、介護予防や健康増進に取り組むことを目的とした介護支援ボランティア制度について、制度の周知や活動の受け皿の拡充によるニーズや担い手の掘り起こしを進め、活動の場を広げます。
④	認知症サポーターの養成	市職員や老人クラブ、民生委員、協同組合等の高齢者と接する機会の多い事業所をはじめ、小中高の学生などの若い世代に対しても、認知症に対する正しい理解と普及を図るために、認知症サポーター養成講座を開催し、支援者の拡充を進めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ボランティアセンター機能の充実	ボランティア活動の周知を図り、ボランティア活動希望者の登録を促します。 また、ボランティア団体同士の交流促進や、ボランティア活動を必要とする企業や事業所等とのマッチングを支援するなど、コーディネート機能の強化に努めます。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・関心のあるボランティア活動について情報収集をしましょう。 ・ボランティア活動等に参加しましょう。

５．生きがいづくりと交流の推進

＜現状と課題＞

- 市では、こども・高齢者・障がいのある人だけでなく、すべての地域住民が生きがいをもって過ごすことができるよう、住民同士が関わり合う機会をつくっています。
- 市民アンケート調査では、“地域活動経験者”の地域活動の内容について「町内会の活動」が 84.5%と最も高く、以下「子ども会の活動」と続いています。また、近所付き合いについて、「日頃から助け合っている」人や「気の合った人とは親しくしている」人は、年代が上がるにつれ増加傾向にあります。「あいさつはする」は、10・20 代が最も高く、若い世代でも、一定の関係性が保たれている様子がうかがえます。
- 近所付き合いの中で、住民一人ひとりが日常的にあいさつや声かけをすることで、地域のつながりや信頼関係を築くことができます。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
「住民同士のふれあいや交流」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	10.5%	13.5%
ふくししくん広場参加者数	146 人	200 人

（１）生きがいづくりと交流の推進

◆ 市の取組

	取組	内容
①	老人クラブの活動支援	高齢者が生きがいをもって暮らしていくため、老人クラブの活発な活動を支援します。
②	通いの場への支援	身近な場所やコミュニティで気軽に参加でき、地域住民の交流を促進するための場として、地域の力を活かせるような高齢者の通いの場を支援します。
③	子育てに関する交流の場への支援	子育ての孤立を防止するため、子育てサークルの立ち上げを支援するとともに、子育て世代の親同士の情報交換やこども同士の友達づくりができるような場づくりを進めます。 また、子育て支援に関する情報提供を通じて、子育て支援センターの活動内容等への理解促進を図ります。

	取組	内容
④	あいさつ運動の推進	助け合いや見守りのある地域づくりに向けた第一歩として、小中学校でのあいさつ運動や、防犯活動等の地域活動におけるあいさつ運動を着実に推進し、気軽に声をかけ合える関係づくりを進めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふれあいサロンの立ち上げ支援	子育て中の親子や高齢者、障がいのある人たちが気軽に交流できる集いの場を、ボランティアや地域住民が連携して立ち上げられるよう支援します。 また、サロンと対象となる事業者を結びつける等、サロンの運営を支援します。
②	高齢者の交流支援	市内在住の高齢者を対象に、演劇などを楽しむ機会を提供し、外出のきっかけづくりを進めるとともに、集いを通じた新たな交流の促進を図ります。
③	未就学児向けサロンの開催	未就学児同士がおもちゃ遊びを通じて社会性を身につけお互いを認め合うとともに、保護者同士の交流の場になるようボランティア活動の場としても生かしながら、支援内容の充実と利用促進を図ります。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・近隣住民と声をかけ合いましょう。 ・老人クラブやふれあいサロン等の地域活動に参加しましょう。

第４章　基本計画

Ⅲ　地域での安心

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

１．相談体制の充実【重点】

＜現状と課題＞

- 市では、地域包括支援センターやこども家庭センター、子育て支援センター、基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業所等で相談内容に応じた支援をしています。近年は、高齢者からの相談が増加していることに加え、老老介護・ひきこもり・生活困窮者等への複合的な支援が求められています。
- 市民アンケート調査では、困ったときの相談相手について「家族・親族」が86.6%と最も高く、以下「友人・知人」、「医療機関」と続いています。一方、市社会福祉協議会は 1.7%、地域包括支援センターは 3.0%にとどまっています。
- こども・高齢者・障がいのある人への相談支援体制について、市社会福祉協議会等の相談窓口に関する情報を広報紙やホームページ、SNS 等で発信し支援につなげていくことが大切です。
- 複合的な課題をもつ市民が適切な支援を受けられるよう、各関係機関への情報提供や支援方法を見直し、連携体制を構築する必要があります。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
困りごとがあるとき行政（市役所など）に相談する人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	4.5%	7.5%
困りごとがあるとき社会福祉協議会に相談する人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	1.7%	4.7%

（1）相談体制の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	高齢者への相談体制の充実【重点】	市内３か所に設置した地域包括支援センターにおいて高齢者に関する幅広い相談に応じ、情報提供や介護サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療関係者等との連携による相談体制の充実を図ります。
②	子育てに関する相談体制の充実【重点】	子育てに対する不安を少しでも緩和できるよう、こども家庭センターや子育て支援センターを中心に困りごとや気軽な相談に対応できる関係窓口の連携強化に努めます。 また、保健師等との連携や情報共有を図り、保護者が利用しやすい相談窓口の拡充に努めるなど、相談体制の整備を進めます。
③	障がいのある人への相談体制の充実【重点】	市社会福祉協議会に設置した基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人からの相談に対応できるよう情報提供や福祉サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療・教育機関等との連携強化を図り、相談体制の充実に努めます。
④	心身・健康に関する相談体制の充実	療育が必要な親子が安心して支援を受けられるよう市社会福祉協議会と連携し、児童発達支援事業の利用や、保健・医療関係者との連携による相談体制の充実を図ります。
⑤	南文化センターにおける自立の支援	南文化センターにおいて、地域巡回等により地域住民の生活課題を把握するとともに、市社会福祉協議会やボランティア等と連携し、住民の自立に向けた支援を進めます。
⑥	民生委員・児童委員の周知啓発	地域の身近な相談相手として、市民と行政をつなぐ役割を担う民生委員・児童委員について、周知・啓発に努めます。 また、相談内容に応じた適切な支援につなげられるよう、民生委員・児童委員に対して各種制度の説明等を行い、理解促進を図ります。
⑦	複合的な課題への対応【重点】	老老介護やひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮など複合的な課題を抱える市民に対し、福祉分野に限らず庁内部局からの情報提供をもとに、関係部局が連携して対応します。 また、複数のリスクを抱える家庭には、庁内関係部局が情報や支援方針を共有し、役割分担を行うことで、適切な支援が行える体制づくりに努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふくし総合相談窓口の充実	福祉に関して、どこに相談したらよいかわからないことや悩みごとの相談、生活上の不安などを受け止め、一人ひとりに合った解決法を一緒に考え、必要に応じて適切な支援機関へつなぐ支援を行います。

	取組	内容
②	弁護士・司法書士相談窓口の充実【重点】	弁護士や司法書士による法的かつ専門的なアドバイスが受けられる窓口を整備し、問題の早期解決を支援します。
③	障がいのある人への相談体制の充実	地域における障がい福祉の相談・支援の中核機関として、地域の実情に応じた総合的かつ専門的な相談支援を行います。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・悩みや困りごとがあったら、市役所や市社会福祉協議会等に相談しましょう。 ・健康に関することは、必要に応じてかかりつけの医療機関に相談しましょう。

２．保健・福祉サービスの充実

＜現状と課題＞

- 市では、すべての市民が住み慣れた地域で健康に暮らせるよう、多様なニーズに応じた保健・福祉サービスの充実に努めています。
- 市民アンケート調査では、市として力を入れて取り組むべきことについて「必要な福祉サービスの情報提供の充実」、「認知症の予防や認知症高齢者に対する医療・保健・福祉・介護の連携した支援」は上位を占めています。また、「地域における見守りや支え合いの充実」は33.6%、「高齢者や障がい者（児）等の保健福祉サービスの充実」は 33.9%となっており、各種支援体制の充実を希望していることがうかがえます。
- こども・高齢者・障がいのある人をはじめ、すべての市民が必要な支援を受けられる保健・福祉サービスの支援体制の充実と、医療・保健・福祉・介護のサービス事業所等の提供体制の構築が求められます。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和７年度	令和 12 年度
「住み慣れた場所で暮らし続ける仕組みづくり」に満足（やや満足）している人の割合（市民意識調査）	22.7%	23.0%

（1）地域包括ケア体制の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	地域包括ケア体制の充実	高齢者など誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化します。 また、医療や保健・福祉・介護等の専門機関と地域が連携し、地域全体で介護や在宅医療の拡充に向けて地域包括ケアシステムの体制の充実を図ります。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・支援が必要な方が安心して暮らせるよう、地域のみんなで情報を共有し、支え合っていきましょう。

（2）保健・福祉サービスの充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	高齢者福祉の充実	日常生活において支援の必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らすことができるよう、ニーズに応じた介護保険サービスの提供を図ります。 また、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けられるよう、介護予防について普及・啓発に努めます。
②	子育て支援の充実	安心してこどもを育てることができるよう、保護者の子育ての負担を軽減するとともに、就労と家庭の両立を支援するため、多様なニーズに対応できる体制の構築を図ります。
③	障がい者福祉の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ニーズに応じたサービスの提供の充実を図ります。 また、障がいの多様化や本人及び介助者の高齢化等に対応できるよう、すべての障がい者・障がい児に相談支援専門員による支援をします。
④	健康づくりの支援	いつまでも健康に暮らせるよう、生活習慣病の発症予防や、がん等の早期発見に努めます。 また、日ごろの定期健（検）診の重要性を周知するとともに、特定健診、がん検診等の受診勧奨及び精密検査の受診率向上に努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	高齢者福祉・介護保険の利用推進	ケアマネジャーによるケアプランの作成をはじめ、制度以外のサービスの説明や手続きを支援する等、要介護及び要支援者が安心して介護サービスを利用できるよう支援に努めます。 また、介護保険や障がい福祉サービス等の公的サービスでは対応できない困りごとの相談対応等、在宅で安心して生活が送れるよう支援に努めます。
		【市からの受託事業】 ○介護支援ボランティア事業 高齢者自らが生きがいをもって生活できるよう、ボランティア活動に取り組むことをコーディネートするとともに、参加しやすい環境づくりと、ボランティア登録者の拡充に努めます。 ○生活支援コーディネーター事業 生活支援・介護予防サービス提供体制を整備するため、地域の課題や社会資源の把握、ネットワーク化等、他機関と連携を図り地域福祉の向上に努めます。 また、つしま家事サポーター（生活支援の担い手）の養成等を行うとともに、サービスが必要と市が認めた人に生活援助を実施します。
②	子育て支援の充実	家族間の交流や福祉学習の機会として社会見学を開催するとともに、障がいの有無にかかわらず子育て世代の親子等が共に参加できる機会の提供に努めます。 また、子育てに関する困りごとや悩みを相談しやすい環境を整備し、育児世帯の負担軽減につなげる支援に取り組みます。
③	障がい者福祉の充実	障がい福祉サービス等の利用に関する相談対応や計画の作成等、支援が必要と認められる人の課題解決に努めます。 また、視覚に障がいのある人を含め、支援を必要とする人のご自宅にヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行う等、適切なサービス利用により自立した生活が送れるよう、サービスを提供します。
		【市からの受託事業】 ○障がい者相談支援事業（一般的な相談の窓口） 障がいのある人の相談に応じ、情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。 ○津島市基幹相談支援センター事業 地域における障がい福祉の相談・支援の中核機関として、地域の実情に応じた総合的かつ専門的な相談支援をはじめ、相談支援体制の強化や地域移行・地域定着の促進、権利擁護や虐待防止に関する啓発活動に取り組みます。

（３）移動支援の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	外出・移動支援の充実	駅、買い物施設、公共施設等を巡回するふれあいバスの運行体制や車両の見直しを進めるとともに、おでかけタクシーの活用により、移動制約者の日常生活の移動手段の確保に努めます。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	車いすの貸出し	市在住で介護保険での貸出しが利用できない介護度の人や、病気やけがなどで短期的に必要な人を対象に、日常生活の便宜や社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的に、車いすの貸出しを行います。
②	福祉車両の貸出し	市在住の車いす使用者を対象に、日常生活の利便性向上と社会福祉の向上を図ることを目的に、福祉車両を必要とする方へ貸出しを行います。
③	移動支援の充実	障がいのある人に対し、冠婚葬祭、教育・文化的活動など社会生活上必要な外出や、観劇などの余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

（４）サービスの評価と改善

◆ 市の取組

	取組	内容
①	社会福祉法人に対する指導監査の充実	市が所管する社会福祉法人に対する指導監査を引き続き実施し、法人の効率的な運営と質の確保を図ります。
②	サービス事業者の質の向上	介護保険サービス事業者や障がい福祉サービス事業者の資質向上を図るため、勉強会等を開催するとともに、事業所間の連携強化に努めます。
③	第三者評価事業の推進	福祉施設や事業所、保育所等におけるサービスの質を高めるため、第三者機関による評価事業の実施を促します。

３．防災・防犯の推進

＜現状と課題＞

- 市では、避難行動要支援者制度の周知のほか、防災訓練、防災学習講座、その他の各種防災イベントの実施を通じて、防災意識の向上を図っています。また、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営・訓練等に取り組み、災害発生時に迅速かつ円滑な支援を行う体制の整備を進めています。
- 犯罪抑止やこどもの登下校時における安心・安全を守るため、関係機関と連携し、自主防犯パトロールや見守り活動等に取り組んでいます。
- 市民アンケート調査では、市として力を入れて取り組むべきことについて「防災・防犯等の活動による安心安全なまちづくり」が 57.6%と最も高くなっていることから、市民の防災・防犯への意識の高さがうかがえます。
- 防災・防犯は市民の関心が高いことから、防災・防犯の意識向上に努めることが必要です。

＜目標値＞

指標	現状値	目標値
	令和６年度	令和 12 年度
「防災（災害時の体制整備）」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	14.0%	15.9%
「防犯（犯罪の少なさ）」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	32.5%	39.8%

（１）地域防災力の向上

◆ 市の取組

	取組	内容
①	防災に対する啓発活動	災害による被害抑止の補助や防災に関する情報発信やイベント等を通じた啓発活動により、日頃から家庭や地域で備えることの必要性等について意識啓発を図ります。 また、こどもの防火・防災意識を高めるため、小中学校において避難方法を学ぶ煙体験を通じた啓発活動を実施し、防火・防災教育の充実を図ります。

	取組	内容
②	地域ぐるみの防災訓練や防災講演会等の開催	災害発生時に的確な避難行動がとれるよう、自主防災会等と連携し、こどもや若年層も参加する防災訓練を実施します。また、防災の専門家による防災講演会を開催し、住民の防災意識向上を図ります。
③	医療救護所立ち上げ訓練の支援	災害時に迅速に医療救護所を開設できるよう、津島市医師会、津島市歯科医師会、津島市薬剤師会では、医療救護所の立ち上げ訓練を実施しており、市においても円滑に運営できるよう支援します。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域防災訓練の支援	自主防災会やコミュニティ推進協議会が主体となった地域の防災訓練の準備や当日の運営を支援し、災害時に向けた日常的な情報共有や協力関係を強化します。
②	災害ボランティアセンターの設置・運営	災害時での災害ボランティアセンターの役割や活動を学び、災害ボランティアの派遣について習熟するとともに、コミュニティ推進協議会にも参加を呼びかけ、より実践的で幅広い内容を含む設置・運営訓練を進めます。
③	防災ボランティアコーディネーター養成講座への支援	災害時のボランティア活動をコーディネートするため、職員がコーディネーターとして活躍できるよう定期的に研修を行うとともに、海部地域で開催されている防災ボランティアコーディネーター養成講座の開催を支援します。

◆ 地域や市民の取組

	取組のポイント
	・災害や犯罪被害に備えて、防災や防犯グッズ等を準備したり、住民同士で声をかけ合いましょう。また、防災訓練や医療救護所の活動など、地域での様々な防災活動に関心を持ちましょう。

（2）避難行動要支援者の支援

◆ 市の取組

	取組	内容
①	避難行動要支援者の把握	風水害や地震などの災害時に、自力で避難することが困難な人や、情報・意思の伝達が困難な人を支援するため、関係部局が連携して避難行動要支援者名簿の作成を進めます。
②	避難行動要支援者の情報伝達・避難支援	避難行動要支援者名簿の更新や周知に加え、個別避難計画の作成に努めるとともに、地域の支援者である民生委員等と連携し、地域全体で避難行動要支援者を支援する体制を構築します。

◆ 市社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	避難行動要支援者名簿作成支援・避難支援等体制づくりの支援	避難行動要支援者の対象となるのは、ひとり暮らしの高齢者や介護保険認定者、障がいのある人等、市社会福祉協議会として日頃から支援・介護に関わっている人が多いことから、対象者の把握や避難支援等についても市や関係機関と連携し取り組みます。

（3）防犯活動の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	防犯意識の向上	犯罪発生状況や新たな犯罪の動向などについて、広報紙やホームページ、SNS 等により周知します。 また、街頭等での啓発キャンペーンや防犯教室等を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。
②	自主防犯パトロールの支援	防犯協会、コミュニティ推進協議会、津島みまもり隊等のボランティア、警察等が連携して実施する、犯罪を排除するための自主防犯パトロールや見守り活動等の支援に努めます。

（4）交通安全対策の充実

◆ 市の取組

	取組	内容
①	交通安全教育の推進	交通事故を減少させ、交通弱者が安全な毎日を送れるよう、関係機関やボランティア、地域等と連携し、こどもや高齢者に対する交通安全教室を実施します。
②	登下校における交通安全指導	交通指導員や PTA による小学生の登下校時の交通指導や見守りを継続的に行うことにより、こどもたちの交通安全意識の向上に努めます。
③	通学路の安全確保	通学路の定期的な点検を関係機関と連携しながら行うとともに、歩道のカラー舗装等の対策に努めます。
④	未就学児の集団で移動する経路の安全確保	保育所等による園外活動時の安全確保に向けて関係機関と連携し、散歩道などの経路を定期的に点検するとともに、歩道のカラー塗装等の対策を実施し、未就学児が集団で移動する際の交通安全の確保に努めます。